

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

播磨高原広域事務組合上下水道事業所から大切なお知らせ

令和元年10月1日から
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日に施行されました。

★ 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、

初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメール**にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- 給水装置主任技術者の選任
- 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類等
 - 様式第1及び第2
 - 機械器具調書
 - 定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
 - 選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
 - 更新手数料(20,000円)

◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認。

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ 4項目確認資料

- 講習会の受講修了証等
 - 外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

お問い合わせ

播磨高原広域事務組合上下水道事業所

Tel 0791-58-0001